

# 1 令和2年度 佐久市中小企業振興資金融資制度

## 1 制度のあらまし

中小企業振興資金融資制度は、中小企業の皆さんに、事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくために、県や市が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて低金利融資を行う制度です。

なお、融資は原則として、長野県信用保証協会の保証付き融資となっております。

中小企業の範囲					
業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(注1)	3億円以下	900人以下			

(注1)ゴム製品製造業とは、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除くものです。

- 1 資本金または従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。
- 2 小規模企業者とは・・・常用従業員数が20人(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)にあつては5人)以下の法人または個人

## 2 借受資格

- 1 市内に工場又は店舗を有する中小企業者で、原則として1年以上継続して事業を営んでいる方
- 2 創業支援資金の対象者は、開業後1年未満でも資格を有します。  
ただし、商工会議所・商工会の経営指導員による6か月以上の経営指導を要します。
- 3 次の方は、融資のご利用ができません。
  - ア 税金を滞納している方
  - イ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
  - ウ 信用保証協会で代位弁済中の方
  - エ 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している方
  - オ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
  - カ 制度融資を不正に利用したことがある方
  - キ 経営継続の見込みがない方

※資金借入後に、工場及び店舗を市外に移転し、又は閉鎖等する場合、市制度資金は全額償還となりますので、お早めにご相談ください。